

口蹄疫について

大野 栄 光

〔質問〕宮崎県で発生した口蹄疫は、収まる事なく感染が広がっている。感染の広がりは発生時の初動態勢の不備も要因の一つと指摘されている。いかに初期の対応が大切かと思わされる。これ程までに感染が拡大するとは誰もが予想する事なく、今は一日も早く終息を願うばかりである。

当市に限らず近隣市町も畜産が盛んであり、今回のような由々しき事態が起きない事を願いつつ、当市において発生が余儀なくされた場合の農家への対応や対処の在り方、情報等市民への周知徹底など市長の所見を尋ねる。

〔答弁〕【市長】不幸にして白石で発生した場合の初動態勢であるが、速やかに発生した農場の閉鎖を行い、すべての牛・豚等の偶蹄類を殺処分し、埋却処理することになる。同時に、発生農場を中心とした半径10キロ以内の移動制限を行い、区域内の偶蹄類の家畜・死体等の移動の禁止をかける。また、発生農場を中心とした半径10キロから20キロ以内の搬出の制限を行う。区域の生きた偶蹄類の家畜の、搬出制限区域以外への移動

を禁止する措置を行わなければならない。

さらに、移動制限区域内での人、車両等による感染拡大を防止するために、一般車両を対象とした消毒、散水車による幹線道路への消毒薬の散布等を行って、感染拡大を阻止することとなる。家畜伝染病対策については、国、県及び隣県、市、町、JA等の団体が協力して対処していくことが最も重要であり、1カ所に封じ込め、蔓延を防止することが重要であると認識して

いる。

また、今回宮崎において、殺処分を逃れたく情報隠しがあつたという事だが、この情報隠しが一番怖い。やはりそれぞれの農家の個々の認識をしっかりと持ってもらうために、現在、宮崎で起こっている災害を教訓にしながら、2市7町で対策をとっていかなければならないかと思っている。

生活再建をめざした多重債務者救済行政へ

吉田 貞子

〔質問〕6月18日に施行された「改正貸金業法」により、一定の多重債務者救済が図られるが、今まで借りられた人が借りられなくなり、ヤミ金業者へ行くような危惧も出てきた。

相談の取り組みについて伺う。借金が解決しても生活苦に陥らないように、生活再建を視野に入れたワンストップサービスの見解を伺う。消費生活相談員の育成について伺う。

恒常的な消費者生活センター機能を含んだ消費者生活

〔答弁〕【市長】平成21年度から23年度まで、市町村消費者行政活性化事業補助金を活用して、相談員のレベルアップ研修会や弁護士との相談会への参加支援を行っている。平成21年度は、消費者被害防止のパンフレットを約1万2千部作成し、全戸配布を行っている。市民への啓発活動をしている。

恒常的に消費者生活相談の設置はしていきたい。ただし、その後の弁護士や司法書士を常駐できる体制ではないのが

『消費生活相談とは？』
消費者は事業者に比べ、悪徳商法等のトラブルに対して、情報力や交渉力において不利な立場にあることから、その格差を是正、縮小し、また消費者の自立を支援する相談です。
受付時間は毎週月・水・金曜日午前9時から午後4時まで。ただし、祝日・年末年始はお休みです。
相談窓口は消費生活相談室（いきいきプラザ内）
TEL 22-0783

